

# NOK グループグリーン調達ガイドライン

付属書-1 NOK グループ環境負荷物質と解説

2025年1月31日 (Ver.5.2)

N O K 株式会社

## 目次

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| 1. NOK グループ環境負荷物質と管理区分        | … P 2 |
| 2. chemSHERPA ツールについて         | … P 2 |
| 3. 初めて chemSHERPA を使用される仕入先様へ | … P 2 |
| 4. 含有有無申告判断の基準                | … P 3 |
| 5. NOK グループ移動量把握物質の調査依頼       | … P 4 |

## 1. NOK グループ環境負荷物質と管理区分

NOK グループ各社（以下、グループ各社）が管理する“環境負荷物質”は、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）の定める「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」の物質群です。

JAMP の運営する Web ページよりリストをダウンロードしご参照ください。

(日本語) <https://chemsherpa.net/tool#declarable>

日本語 Web ページの日付の新しいボタン  をクリックし入手してください。

(英語) <https://chemsherpa.net/english/tool>

英語版は、chemSHERPA ツール（chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI）をダウンロード（書庫 zip）し解凍することで入手できます。

各物質群の管理区分は、JAMP の定める「chemSHERPA 管理対象物質説明書」に従っております。上記 Web ページより説明書をダウンロードしご参照ください。

## 2. chemSHERPA ツールについて

回答に使用する chemSHERPA ツール（chemSHERPA-AI、chemSHERPA-CI）は、特にグループ各社より指定しない限り、調査時点で最新のものをご利用いただくようお願いいたします。

各ツールは次の Web ページよりダウンロード可能です。

(日本語) <https://chemsherpa.net/tool>

(英語) <https://chemsherpa.net/english/tool>

## 3. 初めて chemSHERPA を使用される仕入先様へ

chemSHERPA ツールを未導入の仕入先様におかれましては、chemSHERPA の Web ページ(Home)および、chemSHERPA についての解説 Web ページより、適宜ファイルをダウンロードしてご対応いただきたくお願いいたします。

(1) chemSHERPA の Web ページ(Home)

(日本語) <https://chemsherpa.net/>

(英語) <https://chemsherpa.net/english>

(2) chemSHERPA についての解説 Web ページ

(日本語) <https://chemsherpa.net/aboutchemsherpa>

(英語) <https://chemsherpa.net/english/aboutchemsherpa>

各ツールのマニュアルはツールと同梱となっておりますが、より簡便なクイックマニュアルが用意されております。次の Web ページよりダウンロードしてください。chemSHERPA-AI 向けのクイックマニュアルとなっておりますが、chemSHERPA-CI でも利用できる成分情報の入力方法も記載されておりますのでご参照ください。

(日本語) <https://chemsherpa.net/docs/description>

(英語) 日本語 Web ページに英語版があります。

もし、リストやツール等のファイルをダウンロードできない場合は、グループ各社調達窓口より送付しますので、ご連絡をお願いいたします。

#### 4. 含有有無申告判断の基準

NOK グループ環境負荷物質の報告に関する判断基準は、表-1 に記載の通りです。また、NOK グループ環境負荷物質の法規ごとの具体的な閾値は、「chemSHERPA 管理対象物質説明書」の内容に準拠しておりますので次の Web ページよりご参照ください。なお、複数の物質群で規制のあるものは、より厳しい判断基準を優先してください。

(日本語) <https://chemsherpa.net/tool#declarable>

(英語) 表-2 を参照ください。

表-1 対象物質の報告判断基準

濃度	含有
閾値以上	報告する
閾値未満	報告必須としない

表-2 閾値・報告基準値の考え方 (日本語版 表-2 : 省略)

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[LR01] 化審法 (第一種特定化学物質) (1 特)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として閾値は“0”と考える。(注 1、2)</li> <li>・非意図的な添加で、BAT (注 3) 又は経済産業省が認めた自主管理値未満の場合は、その旨を chemSHERPA のコメント欄等で報告する。</li> </ul> <p>注 1 : 閾値ゼロの場合、「閾値以上含有」は少しでも含まれることを意味し、「閾値未満含有」は含まれないということの意味する。</p> <p>注 2 : 意図的添加は全て 1 特として規制され、実質的に製造禁止である。</p> <p>注 3 : BAT= Best Available Technology</p>
[LR02] 米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	法規上は、物質ごとにリスク管理策が詳細に規定されている。当該物質の使用や、作業等が禁止されており、chemSHERPA の成分情報の報告における閾値は“ 0 ”と考える。
[LR03] EU ELV 指令 2011/37/EU	法規においては、最大許容濃度が均質材料中の重量比で 0.1% (カドミウムは 0.01%)と定められている。
[LR04] EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	法規においては、最大許容濃度が均質材料中の重量比で 0.1% (カドミウムは 0.01%)と定められている。

[コード] 管理対象基準名	閾値・報告基準の考え方
[LR05] EU POPs 規則 (EC) No 850/2004 ANNEX I	原則禁止であり、閾値は定められていない。 したがって成分情報の報告における閾値は“0”と考える。
[LR06] EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorization (認可対 象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	認可対象候補物質の閾値は成形品(Article)中の濃度が 0.1%。 認可対象物質は認可されない限り EU 域内での製造、使用は禁 止である。
[LR07] EU REACH 規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対 象物質)	法規では、規制対象の物質/物質群によって異なる。 さらに、製品や用途によって閾値が異なる物質/物質群もある。 化学品等 (原料、調剤等) に関して、NOK グループでの用途が不 明な場合で、その化学品等に含まれる化学物質の閾値が 2 通り以 上ある場合は、より厳しい閾値で申告する。
[IC01] Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	物質/物質群ごとに報告閾値が設定されている。
[IC02] IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	報告対象物質リストで、報告対象物質(群)ごとに報告閾値が 指定されている。

## 5. NOK グループ移動量把握物質の調査依頼

グループ各社では、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(以下、「化管法」)に基づくPRTR制度への対応の一環として、(1)化管法指定物質 および (2)その他グループ各社指定物質 の含有有無をお問合せする場合があります。

基本的に、含有有無は SDS で確認しておりますが、確認できない場合やその他理由のある場合には調査依頼いたしますのでご協力をお願いします。

以上